

平成30年第3回

# 伊根町議会定例会会議録

平成30年9月20日（第3号）

伊 根 町 議 会

# 平成30年 第3回 (定例会)

## 伊根町議会 会議録 (第3号)

招集年月日	平成30年 9月20日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成30年 9月20日 13時29分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成30年 9月20日 15時47分			議長	泉 敏夫	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	小西俊朗	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	上山富夫	○	会計管理者	増井和彦	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	池野早紀子	○	
会 議 録 署名議員	2番	藤原 正人		6番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成30年 第3回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

平成30年9月20日(木)

午後 1時29分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 町長の進退は 松山 義宗  
舟屋を核とした観光事業に資する客観的効果は
- 町外就業者に町内情報を緊急連絡出来ないか 佐戸 仁志  
町民の安心・安全を守る為、迂回路の早期復旧が出来ないか
- 災害避難時におけるペットの救護対策について 山根 朝子
- 核のゴミ中間貯蔵施設並びに最終処分場の受け入れ拒否 大谷 功  
に係る態度の明確化と条例制定について  
道の駅ホテル建設計画のその後について
- 未来の小学校のあり方について 上辻 亨

日程第 3 議案第43号 平成29年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 発議第 2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について

日程第 5 発議第 3号 伊根町議会議員政治倫理条例の制定について

日程第 6 意見書第3号 一般国道178号の強靱化を求める意見書の提出について

日程第 7 意見書第4号 一般国道178号の強靱化と迂回路となる府道の整備を求める意見書の提出について

日程第 8 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 町長の進退は 松山 義宗  
舟屋を核とした観光事業に資する客観的効果は
- 町外就業者に町内情報を緊急連絡出来ないか 佐戸 仁志  
町民の安心・安全を守る為、迂回路の早期復旧が出来ないか
- 災害避難時におけるペットの救護対策について 山根 朝子
- 核のゴミ中間貯蔵施設並びに最終処分場の受け入れ拒否 大谷 功  
に係る態度の明確化と条例制定について  
道の駅ホテル建設計画のその後について
- 未来の小学校のあり方について 上辻 亨

日程第 3 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 発議第 2 号 2 0 2 5 年国際博覧会の誘致に関する決議について

日程第 5 発議第 3 号 伊根町議会議員政治倫理条例の制定について

日程第 6 意見書第 3 号 一般国道 1 7 8 号の強靱化を求める意見書の提出について

日程第 7 意見書第 4 号 一般国道 1 7 8 号の強靱化と迂回路となる府道の整備を求める意見書の提出について

日程第 8 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 会 議 の 経 過

平成30年9月20日(木)  
午後 1時29分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

- 議長(泉 敏夫君) それでは、お疲れさまです。  
第3回定例会を開催いたします。  
ただいまの出席議員は全員です。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において  
2番、藤原正人 議員  
6番、大谷 功 議員を指名いたします。  
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。  
最初に、町長の進退は及び舟屋を核とした観光事業に資する客観的効果はを通告議題として、松山議員の発言を許します。4番、松山義宗議員。
- 4番(松山義宗君) それでは、通告書に従い一般質問を行います。  
初めに、吉本町政も3期12年目となり、海の京都関連事業、伊根地区下水道事業、さまざまな功績も残されました。また、災害時の敏速な対応など町民の安全・安心にも寄与され、集大成を迎えられておりますが、4期目への進退をお聞かせ願いたい。  
次に、舟屋を核とした観光事業に資する客観的効果について伺います。  
一般的に新規事業を企画する場合、経済効果をどのように予測するか、つまり新規に需要が発生することにより、その需要を満たすため生産が連鎖的に誘発され、発生する金額の合計をどのように算定するかが重要であります。伊根町においては、舟屋を核とする観光振興が伸展しており、舟屋を改修した簡易宿泊所、お試し住宅、舟屋日和、観光協会、駐車場、それと関係団体に説明を終えたばかりのホテル建設などが、地域の雇用促進や地産地消を目的とした入り込み観光客に対する施設として整備されております。  
さて、さきに述べました施設整備に伴う経済効果は、地元雇用、地産地消に伴う農産魚介類の消費や販売、観光客増大による設備や施設の改修などにより、大きな効果を考えています。一般的に個々の施設は売り上げ目標を持ち、それを達成するため努力を惜しまないものであります。  
そこで伺います。  
行政側として、さきに述べました施設を企画立案する過程において、経済効果、波及効果をどのような算定基準で算出し、町内雇用の創出や定住促進をどのような数値を用いて進められていたのでしょうか。町全体への波及効果は金額にしてどれぐらいの効果があるのか、客観的な数値を用いてお示しいただきたい。  
以上です。
- 議長(泉 敏夫君) 吉本町長。  
○町長(吉本秀樹君) それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。  
最初に、2つ目のほうの舟屋を核とした観光事業に資する客観的効果、これについて先にお答え

をさせていただきたいと思っております。

まず、ご質問にあったとおり、一般的には新規事業を企画する場合には、経済効果の予測については重要なポイントでございます。利潤を追求する企業等事業者にとっては、肝の部分であります。自治体でも同様に一定考慮すべき観点ではありますが、広く公共事業というものは、あくまで第一に住民福祉の向上を目指しております。

議員が上げられた各施設は、利益が上がればそれにこしたことはありません。しかし、行政が取り組む施設整備は地域の活性化、振興・発展に寄与し、住民福祉の向上につながるものと位置づけております。そして、一連の事業は、少子、高齢、人口が激減する過疎の伊根町がいかによれば生き残れるのか、それを求めての施策でございます。

観光施設の整備による経済効果やその波及効果はあるのは確実でございます。しかしながら、その施設整備の財源のほとんどは国の補助金、交付金、過疎債であります。その目的は利益ではなく地域の活性化、振興・発展、過疎からの脱却でございます。利益は副次的なものと考え、事前にもろもろの数字を算段しての事業実施ではございません。そうではありますが、議員からは宿泊所、お試し住宅、舟屋日和、観光協会施設、駐車場、ホテル建設に係る具体の波及効果を数値で示せとのご質問でございます。順次、参ります。

まず、駐車場についてでございますが、施設整備の主な目的は、路上駐車防止、騒音やごみ対策など付近住民が迷惑されていることを解消すること、そして無法地帯となりつつあった漁港施設を適切に秩序ある管理をするためのものでございます。可能な限り経費を抑え、収入を増やすことは考えておりますが、営利目的の事業ではありません。また、お試し住宅についても、定住対策、空き家対策として展開しているものであり、利益を求める事業ではございません。

よって、これら2つの事業については、経済効果を狙ったものではないわけでございます。

次に、舟屋日和についてでございますが、海の京都伊根町実践推進会議、いわゆる町内の若手経営者が参加をし、民間主導、官は口を出さずにお手伝い、そういった実践会議が策定をした海の京都・伊根町マスタープランに基づき、展開してきた事業であります。実践推進会議では企画立案に際し、経済効果や波及効果を試算したという経緯はないようでございます。当方も行っておりません。

ただし、建設に当たり、当初作成したコンセプトプランでは、飲食店の売上額は8,464万円、雇用創出人数を8人とするなど目標数値を掲げ、指定管理者制度を導入することとして取り組んできました。その結果、平成29年度の実績といたしましては、売上額は7,360万円、雇用の実態はパート等も多く、実数把握は難しいところでございますが、雇用創出人数8人に匹敵する十分な成果だったと思っております。

また、夕食が提供できる舟屋日和の開設により、食泊分離が大きく推進されるとともに、新たな宿泊業の起業にもつながっております。さらには、心配されておりました他の飲食店との競合についても大きな問題もなく、逆に他の飲食店も伸びを見せた1年となっております。

次に、観光案内所についてでございますが、これも営利目的ではございません。増加する観光客の対応環境や利便性の充実を図るものでございます。指定管理方式とし、1階部分は観光協会、2階部分がサブリースによる飲食供給をお願いしております。

ちなみに、2階の飲食業者は4月から7月の4カ月間で約900万円相当の売り上げとなっております。多分ではございますが、年間2,500万円程度は売り上げされると思っております。また、指定管理者の自主事業によって、地域の産物を販売するマルシェなどが実施され、町内生産者にとっては販路の一つとして利用いただいているものと思っております。

簡易宿泊所につきましては、舟屋日和の食に続き宿を整備することとして、現在、改修中であります。今までから申し上げておりますとおり、目的は空き家対策、そして重伝建の景観保全、そして舟屋を活用した起業のリーディングモデルとして計画したものであり、町民の皆様がもうけるための手順や仕組みをお示ししようとするものでございます。計画といたしましては、運営初年度の稼働率を母屋棟が20%、舟屋棟は25%、売上額を2棟で800万円程度と想定をしております。これ利益というよりも、必要経費を賄う程度のものでございます。

重要な点は、町がこの事業に取り組むまでは、現行法制によって新規開業が困難であった舟屋の

1棟貸し、それが可能になったということでもあります。1棟貸し施設が可能になったということでもあります。現に、京都府と協議を進めた京都府福祉のまちづくり条例の規制緩和によって、民間事業者の方が舟屋を改修し、1棟貸し施設を開業されました。今後も同様の新規開業が期待されます。こういったものは予想どおりの波及効果ではありますが、企画立案において具体的効果額までは算出は試算しておりません。

最後に、道の駅におけるホテル建設、というよりも誘致についてでございますが、当町としては地元宿泊業者とは競合しない新たな客層が増えることで、既存の事業者も含め周辺施設にも大きな経済効果を生み出すものと考えておりますが、この話は今はございませんし、その試算も行っておりません。

今まで述べましたとおり、企業であれば自社の経営のみを考え、利潤を追求する効率よい運営をすればよいわけではありますが、自治体が行う事業はまちの活性化、振興・発展を目指すもので、経済効果がなくとも効率が悪くとも行う事業もございます。経済効果、波及効果のあり様は一定考慮はいたしますが、企画立案過程での具体的数値の算定は行っておりません。経済効果を算定するためコンサル委託等も可能かと考えられますが、相当の金額を投じて行う必要性はないのかなと判断をしておるところでございます。

あえて言うならば、平成25年度では約25万人であった観光入り込み客が平成29年度には30万人を超えました。9億5,000万円であった観光消費額が11億2,000万円になっております。おおむね20%アップであります。移住定住促進においては、平成25年以来、支援の結果、44世帯83名の定住という、そういう成果を報告させていただき、答弁いたします。

次に、町長選挙についてお答えをいたします。

いよいよこの秋、11月には私をはじめ、議会議員の皆様も任期満了を迎えます。それぞれの立場で熟慮され、もう既にその決断を下されておることと思います。

私も早いもので、町政のかじ取り役を担わせていただきましてから、3期12年が過ぎようとしております。この間、町民の皆さん、議員各位、関係団体・関係機関の皆さん、すべからくの皆さんのご理解とご支援、ご協力のもと、多くの行政課題に職員ともどもに奮闘してまいりました。お陰さまで、自主・自立が可能なまちに転換できたと思います。そして、小さなまちではありますが、きらりと輝くオンリーワンのまちづくりが、歩幅は小さくとも着実に進んでいると、そのように自負するところでございます。

振り返りますに、私が信念を持って貫徹したことの中の1番は、「伊根町は合併しない。伊根町は伊根町として町民自らの足で立ち、自らの手でつくり育て守る」、それを明確にうたい、それを伊根町民の総意に位置づけたことだと思います。就任当時は平成の大合併の嵐に翻弄され、民意も一様ではございませんでした。しかしながら、今となっては異を唱えられる方はおられないと思います。

伊根町が伊根町としてあり続けるために、そして伊根町民の最大多数の最大幸福のために、これ一途に尽力してまいりました。皆さんの声に耳を傾けながら、厳しい現実にもくじけず、時には泣きながら、時には笑いながら、それでも思い切り前を向いて伊根町の先頭を務めさせていただきました。そのことが伊根町の振興・発展にいささかでも寄与できたとすれば、幸いの極みでございます。

今や京都縦貫道、蒲入バイパスも完成し、国道178号の難所であります波見の狭隘な箇所、その拡幅工事の完成も間近でございます。海の京都ハード事業も、舟屋日和、駐車場、観光案内所と完成し、残すは滞在型宿泊施設のみとなりました。また、それにつれて宿泊や飲食業を起業される方も大変増えてまいりました。交流人口もようやくではございますが、30万人を超えたところでございます。

教育でも伊根中学校の全面改築を終え、その充実に弾みがついたと思います。保育から小中学校、大学卒業まで切れ目のない支援を行う中、子育て日本一の目標も定まりました。また、働く子育て世代への大きなエールになっていると思います。

農業、漁業では、本庄地区での大規模圃場整備事業も進捗し、各港の港湾整備も一定の整理がつかれました。これからは整備されたインフラの点検と長寿命化が課題になると思います。平成25年

度以降でございますが、漁業ではIターンだけで26名おられます。農業ではI・Uターン合わせて10名を数えます。この数字もしっかりと伸ばしていくさらなる施策の充実が必要に思うところでございます。

医療では、常勤医師の着任が遅れてはおりますが、目途は立っております。特筆すべきは、伊根診の4年連続の黒字であります。一般会計からの繰り入れは1円もございません。

高齢者・障害者福祉には、理学療法士の採用、保健師の増員で充実してまいりました。すべからくの施策を第5次総合計画のもと、実直に進めてまいってきた次第であります。

しかし、その進捗と仕上げの全てにとっても、次の4年間は大事な時期に思います。仕上げなどとそういう言葉を用いましたが、それは個々の仕事であり、伊根町の振興・発展のための仕事、行政というものにはエンドレスであります。

また、農林水産業の活性化・振興策、少子・高齢・過疎という大命題も抱えたままでございます。その大命題を克服するための次の10カ年を見据えた新たな第6次伊根町総合計画の策定は、我が町のさらなる発展の礎であり、極めて重要なものであると考えます。

そして、大きな問題がございます。国のほうでは1,000兆円を超える債務の中、2020年度のプライマリーバランスの黒字化というその公約は見送られました。そうではあります。財政健全化の目標と計画が押し進められれば、地方交付税にしわ寄せが来るのは当然であろうと思えます。今後、三位一体の改革のころのような地方交付税の大きな減額にもつながりかねない。

また、自由民主党政務調査会、財政再建に関する特命委員会が安倍総裁に提出した報告には、市町村合併について、既存の取り組みで市町村合併が進まなかった地域、我々のところ。そういう地域に関して、さらなる合併を推進する枠組みについても検討する、そうございます。さらなる合併を推進する枠組みとはいかに。以前の合併の取り組みではあめとむちでありましたが、歳出改革の大義のもとではもうあめの提示は無理でありましょう。次はむちだけに思います。平成31年度末に期限を迎える合併特例法の扱いは、大変注視をされるわけであります。

このような状況の中、伊根町の行財政運営の状況は安定的で基金も積めているように思えますが、依然、依存財源は8割を超えております。我々がまちの行く末を思えば、決して楽観できるものではございません。取ってこれる財源は何だって取ってきて、伊根町の振興・発展に資する、そのことはやぶさかではございませんが、一方、さらなる選択と集中のもと、身の丈に合った堅実な行財政運営が求められるのも自明の理でございます。

加えて不易流行、自然・景観・歴史・伝統・文化、そういったものをしっかりと大事に守りながらも、革新が必要であります。例えばIT環境などの時代にふさわしい普遍的な環境をしっかりと整える。今、皆さんにもお配りしております防災タブレットでございます。防災情報のみならず、このタブレットの普及によって、種々ペーパーレス化させる。また、ICTを駆使して、双方向に持っていく電腦のまち伊根町であります。そういったものをつくっていききたい。

新たな元号の幕開けに連なるこれからの4年間は、伊根町の行く末を左右しかねない大事な4年間に思います。この期に至り、伊根町を心から愛する者の責務として、再度、伊根町政のかじ取り役を担わせていただき、誠心誠意伊根町の振興・発展のため、心血を注ぐことが私の使命と考えます。

「世界の中の日本、日本の中の京都、京都のその北の端に伊根町という小さな小さなまちがある。小さなまちではあるが、そのまちの自然はもとより町並み、景観はとても美しく、文化・伝統・歴史にも見るべきものがある。そして、そこに住む人々の営み、生業はとても豊かですてきなまちである。ここに日本の、いやいや世界のまほろばがある」そう言われた。そのためにも、引き続き町民の皆様の信任を得て、町政のかじ取り役を担わせていただきたく、次期町長選に出馬する意向をここに申し上げ、私の出馬表明といたします。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山議員の一般質問を終わります。

次に、町外就業者に町内情報を緊急連絡出来ないか及び町民の安心・安全を守る為、迂回路の早期復旧が出来ないかを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。7番、佐戸仁志議員。

○7番（佐戸仁志君） 初めに、ことしの夏から秋にかけて、さまざまな自然災害が全国で起きてお



ります。お亡くなりになった方々、被災された方々にお悔やみ、お見舞い申し上げたいと思います。

私は今回最後の一般質問として、今回目の前で起きた災害についてお話ししたく思っておりましたが、私の勉強不足、調査不足であったため、ちぐはぐな一般質問となってしまいますが、4年間15回目の最後の一般質問ということでお許し願いたいと思います。

皆さんご存じのとおり、私の会社、事務所が与謝野町にあり、毎朝5時ごろ通っております。7月6日に通過した台風7号は大雨をもたらし、町内では178号本庄上地内でがけ崩れなどはありませんでしたが、大きな災害もなく安堵する中、町外へアクセスする道路が全て通行止めとなり、7月7日16時よりこの伊根町は陸の孤島となってしまいました。

7月6日夕方、178号の大雨による通行止めを自宅からの連絡で知り、この年になって初めて通る奥波見、日ヶ谷、迂回路を利用させていただき、帰宅いたしました。7月7日早朝、迂回路を波見へと下り、現地で波見日置間のがけ崩れを起こしているのを目の当たりにしました。後の迂回路となる波見上世屋間を車で走りましたが、日置江尻間の土砂の堆積に阻まれ、伊根へ帰ることも考えましたが、車を乗り捨て、膝までの土砂の中を歩き、江尻へと到着いたしました。その間、伊根町の災害対策本部と情報のやり取りをし、私の現地からの生の情報、本部からは日置江尻間の土砂の撤去に岩滝からブルドーザーが向かっていることなど、生の情報のやり取りがなされ、リアルタイムで得る情報の大切さを痛感いたしました。

その日、15時30分ごろ自宅より16時をもって波見日ヶ谷間の迂回路を閉鎖すると連絡があり、伊根町対策本部に連絡し、詳細を聞き、何とか16時までには通過し、私は帰宅した次第です。しかし、何人かの町外通勤者が通行止めゲート前で係の方ともめていたとお聞きしております。そこで、通告書に町外就業者に対し町内情報をリアルタイムで通知できないかと書かせていただいたところ、後日、既にあることを知り、自分の無知さを痛感したところでありました。私のような者がいる以上、懇切丁寧に告知していただければと思っております。

国道不通時の迂回路として養老、舟ヶ谷、奥波見、波見へとつながる府道、寺領、碓高原、世屋または宇川へとつながる府道も、前年の豪雨被害により通行止めとなっております。7月6日に崩れた中波見、奥波見、日ヶ谷線も通行可能ではあると思いますが、土のうを積み上げ、奥波見の方々の生活道路として早期に完成させた仮設道路と見ております。今日、崩れた場所、前後も谷側に少し落ち込み、道路がひび割れし、国道が通行止めとなるような大雨が降ったとき、大丈夫なのかと思える道であります。国道178号長江波見間も崩れた土砂、木、竹が土のうでとめただけになっております。次の大雨で道路をふさいでしまうのではないかと不安になります。日置波見間の2カ所も鉄板でとめているだけで、少しでも崩れると通行止めとなるのが想像できます。

7月9日の早朝より、蒲入から唯一町外へと出られることができました。岩滝まで1時間45分、私は車で走っているとき、このままでは町長が12年間かけて頑張ってきた伊根浦観光が大打撃を受けるのではと思いました。また、私の息子の仲間、二十前半の子供たちの中では、雨のために車の通行が不可となることへの不満から、町外へ出てしまおうと話す者もいると聞き、大変ショックを受けました。雨がいつもより多く降るということだけで観光が大打撃を受け、頑張ってきたIターンUターン定住促進事業も影響を受けてしまう。

今回は長いようで短かった2日間でしたが、2日間で済み、土日など多くの観光客が来町され、よかったと思います。が、あれが1週間、1カ月、半年となっていた場合、大変なこととなっていたことでしょう。伊根町は昭和38年の豪雪により多くの方々が町を離れ、近隣市町に住まれ、人口の大幅減となった経緯がございます。私はあのようなことが二度と起きないように、大雨が降っても通行止めなどない国道、国道が通行止めとなっても2本、3本と迂回路があるという伊根町民にとって安心・安全な道路政策を府に要望されたい。また、実現は難しいと思いますが、冲出し道路、トンネルで通過するなど、府に対し提案してはどうかと思います。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、町外就業者に町内情報を緊急連絡出来ないかについてお答えをいたします。

6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨

となった平成30年7月豪雨では、国道178号の一部が連続雨量及び災害により全面通行止めとなりました。府内の国道の管理は京都府が行っており、今回の全面通行止めについても、災害が起きる前に連続雨量により京都府の判断で事前通行規制をすることが決まり、本町にもその旨連絡があったため、防災無線を利用して住民の皆様にお知らせをしたところでございます。

また、並行して本町のホームページ、フェイスブック、メールなどでも情報発信をいたしました。京都府のホームページの道路情報を確認いただくことでも、状況が確認できるようになっております。このように、さまざまな方法で情報は発信されております。ただし、防災行政無線を除けば、情報を受け取る側でそれらを選択し、事前登録等それぞれの仕組みに対応していただく必要がございます。その辺のところはおのおのでもよろしくお願いをしたいところでございます。メールの登録方法を広報お知らせ版で広報しておりますけれども、さらにわかりやすい内容にしたり、また回数を増やすなど、広報に努めたく思っております。

2点目の町民の安心・安全を守る為、迂回路の早期復旧が出来ないかのご質問でございます。

国道178号の道路交通の確保は、住民生活、産業、通勤、通学及び通院などに大変重要であると考えており、安心・安全のため、事あるごとに要望を行っております。

迂回路といたしましては、宮津方面では日置長江間に日ヶ谷経由と舟ヶ谷経由との2路線があり、日ヶ谷経由は7月豪雨時に通行止めとなりましたが、9月豪雨には通行可能となっており、迂回路の役割を果たしたところでございます。舟ヶ谷経由の奥波見岩ヶ鼻線と京丹後市方面、寺領から碓高原へ行く久僧伊根線は、残念ながら昨年9月の台風第18号による被害で通行止めが続いております。

具体的な要望でございますが、今回の7月豪雨災害により里波見日置間の被災状況説明を京都府丹後土木事務所にて現地を受けた際、また国会議員の現地視察時にも同席をし、土木事務所長に早期の復旧と災害に強い道路づくりについて要望を行ったところでございます。また、京都府知事や各部長との意見交換会でも、国道178号の強靱化については重要課題として要望を行っております。具体的には国道178号日置長江間及び蒲入袖志間の強靱化と、迂回路として使用できる府道の整備の促進を要望したところでございます。

道路管理者の丹後土木事務所では状況を十分理解し、早期復旧に努められておりますが、管内全域で大規模な被災を受けており、この区間も大規模な災害箇所であるため、完全復旧までには相応の期間を要すると考えております。議員もご承知のように、業者の皆さんも手いっぱいでございます。

機会があるたびに要望は行っており、これからも続けますが、私どもだけではなく議員各位、経済産業団体でもさらに声を上げていただくことが重要と考えております。どうかよろしくお願いを申し上げ、答弁いたします。

**○議長（泉 敏夫君）** 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、災害避難時におけるペットの救護対策についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根朝子議員。

**○5番（山根朝子君）** それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

2011年の東日本大震災では、避難時にやむを得ず生じたペットの置き去りや、日ごろからワクチンやしつけをしていなかった飼い主の存在が明らかになり、その対策が課題となりました。これを機に、2013年には災害時にはペットは飼い主らの安全確保を前提として、飼い主と一緒に避難する同行避難を原則とする災害時におけるペットの救護対策ガイドラインが作成されました。

その主な内容は、自治体はペットの受け入れ可能な避難所へできるだけ誘導すること、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等についての飼い主への指導、普及啓発を行うこと、また飼い主にも災害に備えたしつけと健康管理を呼びかけるものでした。さらに、2016年の熊本地震で新たな課題が生まれたため、ことしの3月には「人とペットの災害対策ガイドライン」と名称も変更され、時間的な流れを追って災害時の対応が示されるガイドラインに改訂されました。

熊本地震以降に発表された平成28年度避難所における被災者支援に関する事例報告書によると、避難所内にペットを入れてほしくないと感じた人は35.5%だったようです。その理由としては、

1番にペットのにおい、2番に鳴き声や音、3番にアレルギーが心配ということでした。災害時の避難は大きなストレスになり、動物が苦手な人やアレルギーのある人などは、動物と一緒に避難はさらにストレスを受けることになると思われます。しかし、ペットの飼い主にとってはペットは家族の一員であり、見捨てていい命ではありません。7月の西日本豪雨で被害を受けた岡山県の真備町は、避難所の教室の一つをペット同伴者専用に使いました。伊根町としてもペットと一緒に避難できる避難所の開設や、同行避難のための細やかな計画の作成が求められるのではないのでしょうか。

あわせて放浪動物等の救護対策の準備も必要になると考えます。一旦、野に放たれてしまった犬や猫は災害の恐怖におびえ、人を怖がるようになるため、捕獲して保護するのは大変な作業になると聞いています。犬の場合は狂犬病予防法に基づいて、観察や狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がありますが、それを行っている飼い主は少ないように見受けられます。平成29年度の伊根町における犬の登録頭数は86頭で、狂犬病予防注射済票の交付は63件になっています。ペットの飼い主が飼い主としての責任を持つことは当然ですが、行政としても飼い主のペットの飼育管理の指導の徹底が必要なのではないのでしょうか。

また、ペットは犬や猫だけではなくありません。町内の飼育されているペットの状況把握も必要ではないかと考えます。ペットの損害保険会社がありまして、そのアンケート調査によると、ペットの同行避難が推奨されていることを知っている飼育者はわずか20.8%という結果だったと報告しています。伊根町内でも災害時のペットの避難について関心を持ち、避難時の備品を準備している飼育者は果たしてどのくらいおられるか気になるところです。伊根町の同行避難のルールやペット用の避難用品や備蓄品、避難所における飼育のマナーと健康管理等を記載したガイドブックなどの作成も必要ではないかと考えます。

ペットも大切な家族の一員です。人の命もペットの命も大切です。災害避難時に無用のトラブルを回避してストレスを極力少なくするためにも、ペットも含めた避難対策を早急に行うことが必要だと考えます。町長の見解をお伺いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

災害避難時におけるペットの救護対策についてということでございます。

本町での災害時、災害が想定されるとき避難、有事の際の避難については、平成12年に策定をいたしました伊根町地域防災計画に基づいて対応しているところでございます。災害応急対策計画には「必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める」と、そのように定めております。また震災対策計画編では、先ほどのものに準じる。原子力災害対策計画編では「京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする」と、そのように定めております。

そうではあります。当町において近年の避難所開設時の実態を申しますと、高齢世帯、高齢独居の方の避難はあるものの、家庭動物、ペットの避難は一切ございません。相談すらもないのが実態でございます。またペットとくくりにはいたしましても、犬、猫から金魚、熱帯魚のような観賞魚、小鳥などのほか、最近ではイグアナなど爬虫類まで飼育されている方は世間におられます。しかしながら、行政として把握しているものは、あくまでも登録されているものに限る犬のみであります。本町の場合、平成30年4月現在で86頭の犬のみの把握しかしておりません。そうであるから、どこまで想定をし、体制を整えるのか、施設設備を充実させるのか大変悩ましい問題でございます。

公営住宅の入居に際しても、近隣住民とのトラブル回避の観点から、賃貸借契約にペットの飼育ができない定めがございます。災害備蓄品にしても、ペットフードは想定をしておりません。議員もおっしゃったように、アレルギーのような体質的に、また鳴き声などから共存がそもそも困難な方もおられることは事実であります。1つの命として命の大きさを比較し、無下に断ることはないにしても、それでも行政といたしまして、あくまでも人命優先ではないかと思っております。ペットは飼育されている方々にとっては、家族の一員と言っても過言ではないことでしょう。そうであるならば、有事の際のことも想定し、飼育されることが大事だと思います。最後まで責任を持って飼育する、自己完結をできる限りお願いしたいものでございます。

ガイドラインでありますが、2018年、本年「人とペットの災害対策ガイドライン」に名称も含め、改訂が行われたところでございます。改訂のポイントであります。まず名称が「ペットの救護対策」から「人とペットの災害対策」に変更となり、ペットの保護だけを目的とするガイドラインとの誤解を与えないようにしております。

次に、災害時の対応は飼い主による自助が基本とされ、行政の支援、公助は人間の救助を基本としております。そのほか、同行避難の考え方も再整理され、ペットとともに移動を伴う避難行動を行うことを指し、避難所等でペットと同居する意味ではないと明確にするとともに、飼い主自身の身の安全が前提であると強調されたことなどがございます。

そういう中、伊根町行政といたしまして、災害時の広域的な連携や支援のあり方など受け入れの条件や環境を整備しておく必要もございまして、今後は有事の際、全ての被災者の生活環境の保全が図れるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子議員。

○5番（山根朝子君） ありがとうございます。

ガイドブックには、動物病院や動物保護団体との連携強化ということも書かれていたかと思えます。伊根町内にはそのような連携する機関がありませんので、近隣自治体や、それから町外の関係諸団体との協力関係というのもつくっていただけたらなというふうに思います。いつ起こるかかわからない災害ですので、飼育者の方々もそういう意識を持ってもらうように、町のほうからもいろいろと啓蒙活動をしていただきたいと思いますし、やっぱりそういうペットと一緒に避難せなあかんのやなという意識をまず町民の皆さんに持ってもらうように、しっかりと働きかけていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 本当にことしの夏は、もう日本列島自体が自然災害というその宿命を背負っておることをまざまざと知らされたわけでありまして。伊根町には大きな災害はございませんでしたけれども、他の市町、全国的には本当に災害の大きな爪跡が残ったところでございます。そうありますから、そういったもの一つ一つを他山の石といたしまして、我々も万が一の備えに尽力しなければいけない、よくよく考えております。

さすがに議員さん、女性の方でありまして、私なぞはもうまさかの備えと思ったときにペットのことなどは全然頭に浮かばなんだわけでありまして。ペットみたいなことは。我々自体が一体どうやって逃げるんだ、どうやって皆さんを守るんだと、伊根町民のためにとおもいますけれども、犬、猫のためにとはひとつも思わなんだものでございまして、それはいけなかったかなと、それはいけないなと。あらゆることに対しての我々のすべからくの生活環境、人間であったって、ペットであったって、そうしたものの災害に対応できる体制というものをこれから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子議員。

○5番（山根朝子君） 町長おっしゃったように、人の命とペットの命とどっちが大事かというふうなこともやっぱりおっしゃる方もいらっしゃると思うんです。真備町でそれこそ自衛隊の方ですか、ペットと一緒に飼い主さんが救護される放送がテレビで映されたときに、賛否両論あったんですってね。ようペットも一緒に助けてくれたと言う人と、この大変なときに何でペットまで助けるんやと言う人と、やっぱり2つ意見があったそうです。

やっぱり本当に大変なときに、ペットの命よりも人をまず優先に考えるのが当然じゃないかという方もいらっしゃるの、本当にそうかなとも思いますし、でも家族にとったらペットもすごく大事な家族の一員ですし、そこら辺やっぱり町民の方もいろいろお考えがあって、進めていくには大変なところもあるかもしれません。でも、いろいろと工夫もしながら、皆さんの意見も聞きながら、ペットと一緒に避難するにはどうしたらいいかというのを考えていただけたらと思います。本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 次に、核のゴミ中間貯蔵施設並びに最終処分場の受け入れ拒否に係る態度

の明確化と条例制定について及び道の駅ホテル建設計画のその後についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷功議員。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問いたします。

まず、核のごみ中間貯蔵施設並びに最終処分場の受け入れ拒否に係る態度の明確化と条例の制定についてでございます。

原発の使用済み燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、国は2002年から公募しておりましたが、最終的に手を挙げた自治体はありませんでした。そのため、国は科学的な有望地を示し、自治体に申し入れるという方針に切りかえ、国土の約65%が好ましいとする科学的特性マップを公表いたしました。今後、このマップを活用した説明会を全国各地で行い、処分場立地に向けた調査を複数の自治体に申し入れたいとしていることは以前も述べましたし、報道のとおりでございます。

さて、高レベル放射性廃棄物は非常に放射能が強く、原料のウラン鉱石と同程度に下がるまで数万年かかります。地下300mより深く埋設する地層処分を予定されていますが、処分場には万年単位で人間の生活環境から隔離できるよう、長期の安定性が求められます。欧米各国でも地層処分が想定されていますが、大陸と日本とは地層の安定性が大きく異なります。日本列島には4つのプレートがぶつかり合う地殻変動の活発なところであり、見えている火山や活断層さえ避ければよいということではございません。

また、処分用の容器も耐用年数は1,000年とされています。放射性物質が地下水や地殻変動を通じて人間の生活環境に漏出する可能性は否定はできません。その場合の被害は想像を絶することになると思われます。

前回の一般質問で、町長は当町のような美しい景観や町並みを壊すような施設建設を伴う地層処分場を受け入れることは到底無理であると表明をされました。町長の言葉は非常に重く、多くの町民が安心をされています。しかし、地方自治体それぞれが我がまちに話が来るのではないかと警戒感が強まっている中で、現在の国の選定場所は次のステップに進んでいるのではないかと考えています。あめとむちをもって臨んでくるのではないのでしょうか。受け入れを回避するための何らかの強い措置を講ずるべきだと考えます。

そのような中で、現在、全国22自治体で核のごみ拒否条例が制定をされ、徐々に増えているようであります。町長には任期もあり、いつの日か受け入れを検討しようとする町長も出てくるかもしれません。選定は長い期間を要することから、長く将来にわたって受け入れを回避する措置が必要になってくるのではないのでしょうか。まちの受け入れをしないという強い姿勢を広く町内、町民と共有していくことの必要性を感じています。ついては、中間貯蔵施設並びに最終処分場の受け入れ拒否を明確にし、舟屋に代表される美しい自然と悠久の歴史に生まれ、優れた文化を継承するふるさと伊根を将来にわたって守り育てていくことを目的とした核のごみ中間貯蔵施設並びに最終処分場の受け入れ拒否に係る条例制定が必要ではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、道の駅ホテル建設計画のその後についてでございます。

前回の一般質問で、地域や住民の同意が得られなければ、建設の同意はしないと町長は表明をされました。その後、伊根町商工会、観光協会、伊根浦舟屋群等保存会より民間ホテル進出反対を表明する意見書が伊根町に提出され、伊根町も住民の皆様の賛同と地域の理解が得られなければ、用地提供をはじめ事業に協力することはできないと京都府と事業者へ伝えたことが、3団体それぞれに回答されたということでもあります。

これで一件落着であろうと聞いていたところではありますが、9月2日の新聞に大見出しで「地元反発、計画宙に」と報道をされました。また、報道の中では建設事業者は何も決まっておらず、説明できることはないと述べておられます。まだ決着できていないのではなかろうか、どこかでボタンのかけ違いが起きているのではなかろうか、まだ我々の疑いがうかがい知れないところで、何か動きがあるのではないだろうか、そんな不安が頭をよぎるのですが、ここで再度、現在の状況とその方針を改めて伺いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問の科学的特性マップは、平成27年5月に高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針が見直され、廃棄物を発生させてきた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないことを目的として、従来のいわゆる手挙げ方式だった処分場立地の選定を国が科学的有望地を示した上で、関係地方自治体に申し入れを行う方式に変更されたことによって、平成29年7月28日に公表されたものでございます。その内容につきましては、もう既に周知されておるところですし、ご存じのところでございます。

そんな中、国から当町に対しての働きかけについては、科学的特性マップ公表後から今に至るまで一切ございません。また、あったとしても、前回も申し上げましたが、当町は美しい自然、景観や町並み、歴史・伝統・文化、そして農林水産業を基幹とする地場産業と融合した観光振興でまちを起こそうとしております。観光立町を目指しておるわけでありまして。そうでありますから、いわばその町是に反するようなことはいたしません。できるわけがないわけでありまして。このように意思表示をしておりますので、それを条例化する必要はなかろうかと思っております。

当町といたしましては、今後の国の有望地選定における動向やエネルギー施策の情勢、方向性を注視し、必要に応じて適時情報提供を行うとともに、議員各位を初め町民の皆様からご意見も伺いながら、近隣市町村とも連携調整を図り、しかるべき対応を行っていくべきと考えております。

また、私は地層処分というものは、現在の科学で考えられる最適の方法であろうと。現状の科学で考えられる最適の方法であろうと思っております。しかしながら、議員は危険極まりないだめな施設だと。もし、議員おっしゃるとおりならば、我がまちが受け入れ拒否をするんじゃなくして、そんな我がまちがどうこうじゃなくして、国自体にこんな方策はやめなさいと、だめだとしっかりとやめさせる。そして、その上で新たな高レベル放射性廃棄物の処分方法について、国家的プロジェクトを組まなければいけないと思っております。やるならその方向であろうかと思っております。そうではありますけれども、冒頭申し上げました高レベル放射性廃棄物を発生させてきた現世代の責任として、将来世代に負担を先送りしない、この姿形はいつになったらあらわれるのでしょうか。我々一体、何をどうすればいいのか。根本的な国民的議論が必要に思っております。

次に、ご質問の2点目、道の駅ホテル建設計画、その後についてでございます。

本件につきましては、大谷議員から6月議会において質問を受け、答弁をさせていただいたところでございます。

その6月議会の答弁として、地元業者とは競合せず新たな客層を取り込むことで、小さなパイを取り合いするのではなく、パイを大きく膨らますことができると考え、泊まる、食べる、買う、これを拡大し観光消費額を伸ばすことで、地域経済の活性化を図りたい、そういう考えを明らかにさせていただいたところでございます。説明会においてこうした考えをお伝えしたところではございますが、多くの参加者から新たな資本が来ることへの、大きな資本でありますよね、拒絶反応、アレルギーとも感じられる反対意見が多く出されました。噴出をしたところでございます。結果として、後日それぞれの会からそれぞれの会の総合的な見解、意見を頂戴し、それをもとに今後の方針は民主的に決定すると答弁をさせていただいたところでございます。その場では、そのように答弁をさせていただきました。

7月に入り、伊根町商工会、観光協会、伊根浦舟屋群等保存会の3団体からそれぞれに意見書が提出されました。内容につきましては、子細にここで申し上げはいたしませんですが、3団体とも反対の意を表明されたものでございます。こうした意見書の提出を受け、6月議会でも述べさせていただきましたとおり民主的な判断を行い、住民の皆様のご賛同と地域の理解がなければ、用地提供をはじめ事業に協力することはできません、その旨を事業者と京都府に伝え、その文章を書面で各団体にお伝えをしたところでございます。新聞報道ではタイトルに「地元反対、計画宙に」そうあったそうでございますが、表現の仕方は新聞記者さんの感性によると思っております。

繰り返しになりますが、町としての結論は出し、各会にお伝えをし、ご納得いただいたものと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功議員。

○6番（大谷 功君） 道の駅の問題ですが、町としてはもうこれで終わったものというふうに町

長さんは思っておられるということなんでしょうけれども、事業者が何も決まっていないうふうにおっしゃられると、今後も引き続きこういう話が何ぼでも出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、最終的な幕引きというのは考えておられるんですか。もう全くこれで終わりだと強く皆さんの前で言い切ってよろしいんでしょうか。お願いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 道の駅の第2駐車場、あの土地は町のものでございます。ですから、そこを借地してホテル建設をしたいと。それについては、町の土地でありますから町民の皆さんの意見を聞いて、それはだめだと言われておるんだから、地元の合意がなければ貸しません。終わりだと思えますよ。

でも、わからないのはうちの土地じゃない。民間の、例えば大谷さんの田んぼを売ってくれと言っている。売ると言っ、そこで民衆で話があった場合には、我々のいろんな開発の規制がありますので、そういうのに抵触しない限りはうちがどうこう口を挟むものではないかなと思います。

まして、またこういうものは大局的な大きな流れの中にでき上がっていくものですから、商工会や観光協会や舟屋保存の皆さんが、おおよっぱりええじゃないか、町長と言いついたら、またこれも変わりますわね。そういう可能性はあるとは思いますが、町は3つの会の皆さんの意見を尊重して、それを受け入れて、もうあそこには貸しませんとそう申し上げているんだから、今申しましたように他のことはわかりませんが、決着は着いていると私は思っております。でも、何度も申し上げますけれども、わかりませんよ、民衆でどうなったり、事が変わっていったらどうなるかは。

それと、私、今1点ちょっと逆にお聞かせ願いたいのは、町会議員の皆さんはどう思われているのか。もう切れますから、任期が。そうであっても、じゃこういう問題が起きるときに産業建設委員会で伊根町議会としてはどう思うと、我々どう思うんだと。こんないけないことがある、こんないいことがある。協議されて、伊根町議会で意見を出されたら。おまえどうするんだ、おまえどうするんだばかり言うておらんと、俺たちはこう思うと言われたほうが、一遍言っただけだったらありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功議員。

○6番（大谷 功君） 最後の質問になると思います。

民衆という話が出たんですが、そういう話も実際としてあるんでしょうか。もし把握しておれば、返答いただければと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） いや、私はたら話をしただけで、そんな話を一切現状で聞いていることはございません。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

最後に、未来の小学校のあり方についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。8番、上辻亨議員。

○8番（上辻 亨君） 最後の一般質問となりました。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

当町では4年前、2校あった中学校が統合し1校となり、小学校については現在、本庄小学校と伊根小学校の2校があります。本庄小学校では生徒数も15名とかなり少人数であります。筒川や朝妻の小学校が統合されたときの生徒数は、両校とも20名に満たなかったように思います。小中学校の児童生徒数は、伊根町発足直後の昭和30年には1,596人でありましたが、平成20年には185人となり、平成30年現在、小学生57人、中学生30人、小中学校の児童生徒数は87人と大きく減少をしております。

平成6年度には地域住民の理解と合意のもと、筒川小学校と本庄小学校蒲入分校の本庄小学校への統合が実現し、平成7年11月、地元朝妻地区の皆さんに朝妻小学校の統合問題を議論していただくよう問題提起を行い、平成8年には朝妻小学校統合問題検討委員会が発足し、関係住民をはじめ育友会、保育所、保護者等の関係者を含め検討がされ、平成14年1月には統合年次は平成



17年度とするという報告を受け、この報告に基づき、平成17年度に朝妻小学校と伊根小学校の統合が行われました。その後、平成21年度から町長部局の住民懇談会、また学校保護者会の懇談会を重ね、小学校の統合は実現せずに、平成26年に中学校が統合する運びとなりました。

以前、小学校については、教育長は保護者の方から統合の声が上がってこない限り、統合しないと答弁されたように思いますが、声が上がってこない限り、このまま統合するような考えはないのでしょうか。

また、両校とも少人数で、今後大きく生徒数が増加傾向ではないと思います。両校とも複式学級となりましたが、PTAの方や保育所の保護者の方に統合に関するアンケートなどをとり、段階を踏まえ、教育委員会のほうから統合を進めていくような考えはないのでしょうか。

また、統合については少人数が大きい人数へいくのがよいと考えますが、小学校のときの伊根町の子供たちの教育環境で、筒川や本庄の歴史や文化、農業体験等も間近にできる本庄小学校が適切ではないかと私は思います。仮に本庄小学校が廃校となった場合、空き施設の利用も困難と思いますが、伊根小学校が空き施設となっても、観光振興等での利活用についてはいろいろとあると考えます。伊根町の小学校が1校になった場合、本庄小学校とするというような構想はないのでしょうか。

以上について教育長に答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 上辻議員のご質問にお答えします。

初めに、議員もご承知のように、これまで小学校の統合は2回行われ、4校、1分校から現在の2校という配置になり14年が経過しています。2校とも児童数の減少により、現在の伊根小学校の児童数は43人1複式、本庄小学校は15人で2複式の学校運営であります。

参考に、統合年度の前年の児童生徒数をお伝えしたいと思います。平成6年度統合の筒川小学校と本庄小学校のときは、筒川小学校は22人、本庄小学校は蒲入分校を入れて68人、平成17年度統合の朝妻小学校と伊根小学校のときは、朝妻小学校20人、伊根小学校85人でした。この数字から見ますと、本庄小学校は現在15人で、過去の統合時の人数を下回っております。今後の見込み児童数は、31年度は21人、32年度は19人、33年度は18人、34年度は19人と20人を下回る状況が続き、少人数、2複式の小学校の運営が今後も継続していく見込みであります。

また、平成21年2月に出されました統合答申を受け、21年4月から地元説明、懇談会を開催してまいりましたが、小学校の統合については反対の意見が多かったことから、平成21年8月、小学校はそのままとすると決定し、今日まで2校が存続しています。

地元説明会を開催していく中で、小学校の統合は反対であるという意見が多かったことを受けまして、町長はたとえ児童が1人になっても、地元に残すとの考えを示しました。教育委員会としましても、説明会での状況等を踏まえまして、町長と同様の考えであります。

以上のことを前段に申し上げ、議員の3点についてのご質問に順次答弁させていただきます。

1つ目は、保護者の方から統合の声が上がってこない限り、統合はしないと答弁したように思いますが、声が上がってこない限り、このまま統合するような考えはないのかのご質問であります。

このことにつきましては、平成29年6月議会で和田議員から同様の質問をいただいております。そのときの答弁と現在も変わらぬ姿勢であります。統合の要望が上がってこなければ、統合を進めることは考えておりません。

2つ目は、本庄小学校とも児童数は少人数で推移し、増加が見込めない状況である。また、2校とも複式学級を設置した学校運営となっている。これらのことから、段階を踏まえ、教育委員会のほうから統合を進めていくような考えはないのかのご質問であります。

結論は、教育委員会から協議を進めていくことは考えていません。要望を受けてから統合の是非、時期、場所等について検討してまいりたいと考えております。

最後に、3つ目のご質問であります。小学校の協議していく中で、教育環境等から、また統合後の利活用を検討していくと、本庄小学校が適切ではないか、伊根町の小学校を1校とする場合、本



庄小学校とする、そのような構想はないかとのご質問であります。

この質問につきましては、平成29年6月議会の一般質問で、町長答弁の中に「伊根町の子供たちのよりよき教育のため、統合はあるべきである。しかし、使用する学校、伊根小学校だったら、本庄小学校だったら、それならよいといった条件づけは受付はしない。どちらの学校になってもよいから統合をしてほしい、このことが小学校統合に向けた基本の考えであります」と答弁しました。教育委員会も、子供たちにとってよりよい教育、環境整備提供するために統合はあるべきです。

また、条件付きの統合を進めていくことはないとの考えでありますので、議員が言われますような構想はありませんし、これまで検討したこともございません。

いずれにしても、小学校の統合は行政主導で、また条件を付して取り組んでいくことは考えておりません。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨議員。

○8番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございます。

統合は保護者の方から上がってこない限り考えていないというお話であります。平成6年に筒川小学校が統合されたときに、私の娘がちょうど1年生に入学するというので、平成5年に入学したわけですが、そのときに1人、筒川小学校1名だったんです。本庄へ行くと11名おったんです。ほんで、私はもうこれ来年、再来年もし統合するのであれば、どっちにしても学校が統合するのであれば、本庄へ行かせてくれと教育長にお尋ねしました。そしたら、教育長は別に構わんと。行っても構わんけれども、ちょっと考えていただきたいと。もう1年たてば統合するのだから、ちょっと考えてもらえんかなというふうに私のほうに連絡があったんです。統合がなかったらやらすつもりでした。けれども、もし今後も同級生がおらんから伊根小学校に行きたい、また本庄小学校へ行きたいというような子供さんが出てきた場合、教育長さんとしてはどうするのか。

また、そういう声が上がってきたから統合に向けて取り組むのかということをやっともう一点お聞きしたいです。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） ただいまの平成6年の経過につきましては、十分承知はしていないということをやっと最初に申し上げます。

それから、2点目にもしという言葉で、ご自分の子供さんの就学につきまして、親御さんがどうしたいということについては、教育委員会は相談に乗ります。その上に立って、教育委員会としては法規に従って話をするなら、親御さんの子供の就学につきましては親御さんの責任でございますので、義務教育については親御さんが考えられる方法を一緒に検討し、模索していきます。例えば町内であれば校区が決まっておりますので、その区域外就学、それを延長で考えると、町外も可能性はあります。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問を全部終わります。

休憩をします。再開は3時15分、3時15分より再開いたしますので、よろしくお願ひします。

休憩 14時59分

再開 15時13分

○議長（泉 敏夫君） すみません、ちょっと時間早いですけれども、まだ2分ほど予定よりありますけれども、再開したいと思いますのでよろしくお願ひします。

### ◎ 日程第3 議案第43号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議案第43号 平成29年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

11日の質疑で答弁保留となった件について、回答していただきます。須川課長。

○保健福祉課長（須川清広君） それでは、11日の本会議において、介護保険特別会計の質疑におきまして答弁保留としました2点につきまして答弁をいたします。

まず1点目、要支援認定者の予防給付から総合事業への移行についての状況についてでございます。

18名の方が移行されました。これは要支援認定者の更新に合わせて、予防給付、通所介護から総合事業の通所型サービス、訪問型サービスへ移行をされております。移行に伴う利用者の中止等はございません。

2点目につきまして、平成29年度中に要支援認定から自立、介護の認定がなくなった方というのは、29年度中はございません。以前には1件ほど例がございまして、配偶者の死亡により認知の機能がちょっと低下、一時的にした方が、自立のほうに戻った方が1名ほどございました。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。誰かございませんか。何かございませんか。討論はございませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、山根朝子議員。

○5番（山根朝子君） 平成29年度決算認定の討論に賛成の立場で参加いたします。

本決算は、一般会計においては、実質収支は1億7,795万2,000円の黒字決算となりました。財政構造の弾力性を判断する指数である経常収支比率は88.4%で、昨年から3.0ポイント上昇し、財政力指数も0.117と昨年度よりも若干の増加となりました。しかし、実質公債費比率は標準数値の18%を大きく下回り、6.1%と昨年度より1.1ポイント下降しています。基金は2億4,897万8,000円の減額となりましたが、定住化促進住宅の建設や災害復旧等によるものであり、伊根町の発展と住民の暮らしを守るために必要な事業であったと思います。人口の減少等による地方交付税の減額もあり、厳しい財政運営を強いられる中、吉本町長をはじめ職員の皆さんの努力があらわれた決算で、大きく評価できるものです。

今年度の事業では、定住化促進住宅の大原団地の建設は土地の問題を心配しましたが、若い家族や若者の入居によって地区が活気づいているようです。今後も地区の人々との交流が進められ、定住促進が図られることを期待します。

奨学基金の設置は大学生の学びにとって大きな支援となるものであり、保護者にとっても経済的負担の軽減となり、家計に大きく貢献できているのではないのでしょうか。教育の無償化事業とあわせ、未来への投資と言える事業であり、全国に伊根町の姿勢を発信されていることは大きな意義があると考えます。また、学校の草刈り業務が業者への委託がされたことは、保護者、教員の負担を軽減させるとともに、教育環境の向上に大きく寄与したのではないかと考えます。あわせて第2子は半額、第3子は無料という保育料の低料金化は、子供の健やかな成長を願い、子供は地域の宝と位置づける伊根町の子育て支援のあらわれであり、大いに評価できるものです。

また、保育所職員の研修も重視されました。子供たちの成長、発達のためにその専門性を発揮できるよう、今後も計画的な研修を期待します。

有害鳥獣対策は、農業を生業とする方だけではなく、家庭菜園を楽しむ人にとっても大きな関心となる事業です。猿やイノシシばかりではなく、熊や鹿、ハクビシンやカラス等、有害鳥獣の種類もふえ、その対応は今後ますます重要になってきます。新井地区に設置されたテキサスゲートは高額ではありますが、その効果は大きいようです。今後は対策がはっきりわかるツールの一つとして、計画的な設置を検討していただけたらと考えます。

町道改良事業では、地域生活の安全性、利便性を確保し、町民の要望に応じて改良が進められました。また、台風18号、21号による被災者への地域再建被災者住宅等支援事業補助金の創設をはじめ、災害復旧事業も迅速に進められました。しかし、近年の異常気象による災害はこれまでの経験、想定を超えるものとなってきており、伊根町としても近隣自治体との連携や京都府への災害対策支援の要請などを行っていただきたいと思います。

高齢化、人口減少が進む中で、まちづくり推進事業は大きな役割を果たすものと考えます。特に生き生きまちづくり応援補助金は、自治会にとっては地域のために活用できる便利で頼もしいものになっています。平成28年度から30年度までの3年間で、50万円を限度とするものですが、限度額を使い切った団体は34団体中6団体と少ないようです。住民にとって最も身近な補助金の

活用であり、もっと多くの団体が限度額まで活用できるよう、団体へのサポートをお願いしたいと思います。

観光分野に関しましては、舟屋の里公園のトイレ棟の新築、また旧役場書庫を改修し、観光案内所が整備されました。きれいで使いやすいトイレは観光地にとってはなくてはならないもので、観光客の皆さんにはとても喜ばれていると思われまます。観光案内所が伊根浦公園に設置されたことも観光客の利便性が向上し、サービスの充実が図られたと思います。伊根浦観光の拠点整備が順調に進められています。体験型観光や滞在時間の延長を目指し、伊根町のよさを観光客に実感してもらう取り組みは大事だとは思いますが、地元で暮らしている住民の方々の意見や苦情などを迅速に聞き取りながら、暮らしと観光が融合する観光事業を進めていっていただきたいと考えます。

次に、特別会計に移ります。

国保会計では不納欠損もありませんが、平成28年度に比べると未収額が増加しています。暮らしの大変さの反映とも考えられます。丁寧な対応をお願いしたいと思います。診療所においては、常勤医師が不在の中でも1日当たりの費用額は昨年度よりも増加となり、経営の努力を見ることができます。医師不足が深刻な中ではありますが、医療に関する町民の関心は強く、引き続き常勤医師の確保に向けて尽力いただきたいと思います。

介護保険関係では、介護予防、日常生活支援総合事業が開始されました。要支援認定を受けておられる方々の生活の質の低下を招かないように、個々人の状況に合わせたケアプランの作成とサービスの提供をお願いしたいと思います。本年度はモデル事業として、生活支援体制整備事業が3地区で取り組まれました。どの地区でも楽しく交流できて、好評のように聞いています。人と人のきずなが大切にされる伊根町ならではの取り組みを今後もお願いいたします。

訪問看護事業におきましては、ここ数年の経過を見ますと、利用者数も増加傾向にあります。利用者は介護保険のみならず医療保険の方も増加しており、障害や疾病を持ちながらも在宅で自分らしい生活を送っていくための心強い支援となっていることが伺えます。今後もスタッフの方、大変でしょうけれども、研修会等へも積極的に参加していただき、一人一人に寄り添ったかわりをお願いしたいと思います。

以上、伊根町が町民の命と暮らしを守る施策を進め、町民のほうもみずから積極的に暮らしの充実のために取り組んでいく。そして、活気ある伊根町をみんなで目指していけるよう、今後のさらなる奮闘を期待いたしまして、平成29年度決算の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論ございませんか。4番、松山義宗議員。

○4番（松山義宗君） 平成29年度伊根町歳入歳出決算認定の件について、賛成の立場で討論いたします。

限られた財源を重点的に配分、効率的な事務執行により、堅実で良好な黒字決算であることを認めます。一般会計を通して、町長をはじめ職員の努力ときめ細かな見識が伺えます。特に奨学基金積立金は子供たちに望む教育の機会を与え、活用することにより大いに評価できます。今後の展開を期待するものであります。

一方、農林分野においては経年劣化、近年の異常気象、高齢化などさまざまな要因によって、災害を引き起こす可能性のある農業関連施設の総点検や施策の必要性が望まれます。

また、町内の不法投棄対策は現在2名の体制で巡回、回収、簡易的な側溝の清掃などが行われており、美化に努められております。ところが、単独の事業での、また単独の作業での対応には限界が生じることが懸念されます。個々の事業内容と人員を組織化し、町全体の安心・安全をデスクワークではなく実働部隊として編成することも検討しなくてはなりません。町内の事業者、また一次産業に準ずる町民は人材不足、後継者不足に悩まされ、必死の状態であります。このことを踏まえ、今後も限られた財源の配分と工夫を重ねられ、町民ニーズに対応したよりよいサービスの提供と一次産業、福祉、観光の向上に努められることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。1番、和田義清議員。

○1番（和田義清君） それでは、私も平成29年度伊根町歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

平成29年一般会計、特別会計、基金運用状況は意見書で述べられているとおり、限りある財源

を重点的に配分、効率的で迅速な事務執行により、各会計黒字決算を翌年度に引き継げたとございます。一般会計歳入決算額においては前年対比で増額となり、結果、自主財源、依存財源の構成比率も大きく改善はされておりますが、繰入金及び繰越金の増額が要因でございます。一般財源の根幹を成す地方交付税のうち普通交付税は、算定人数、単位費用の減少、特別枠の減少となり、約7,000万円減少しております。歳出決算額でも前年対比では増額となっておりますが、増額の要因としては土木費、教育費、災害復旧費の増額が増額要因となっております。

歳入における普通交付税の減額はいたし方ないところでございますが、町税の146万4,000円のうち不納欠損処理に関しましては、税の持つ負担の公平性確保の観点から引き続き自主納付の向上に取り組んでいただき、関係機関との連絡調整等の連携を密にして、積極的な収納業務に努めていただくことを求めます。特に京都税機構との連携に関しましては、本年度8月より機構の担当職員が変わったことから、引き続き連絡調整及び連携を密にし、情報交換等をもとに税の徴収率向上に努めていただくことを求めます。

歳出のほうなんです、前年対比増額でございます。増額要因は土木費、教育費、災害復旧費であり、予算項目の増減に関しましては、その年その年の状況に応じ、緊急性、将来性をはじめとした観点で、優先的順位を判断された適切な歳出を認めます。子育て支援の継続と教育の無償化は、伊根地区を中心とする移住者の定住、ここ数年の出生届の増加傾向を見ると、じわじわではありますが効果としてあらわれていると感じております。大原団地の建設では、町外移住への歯どめ及び町内の定住促進については一定の効果があると認められます。今後、お試し住宅の有効活用をはじめ空き家の利活用のさらなる推進化にも取り組み、町内外者の町内定住促進に努められ、結果、地域ひいては町の活性化につながることを望んでおります。

また、近年の異常気象による災害増に対しましては、迅速な災害復旧対策及び災害防止策は緊急性の観点からも必要不可欠でございます。さらなる災害復旧対策及び災害防止対策に努め、災害に強い安心・安全なまちのインフラ整備に取り組まれることを望みます。

特別会計につきましても、全般的に堅実で良好な決算と判断しております。伊根診療所に関しましては、ここ4年間一般会計からの繰入金はなく、本庄診療所は歳入より歳出が上回るため、一般会計の繰り入れは148万円増の1,100万円となっておりますが、両診療所とも常勤医師不在状況ではありますが、さらなる地域医療の充実にも努めるとともに、町内の持続的な地域医療のあり方にも取り組んでいただくことを望みます。

以上、これまで議員各位による一般質問にて提言された子育て支援、教育振興、情報発信、定住促進等の各施策も取り入れながらも、採択を見きわめた上で積極的な行財政運営の結果がこの決算であると判断いたします。今後も限られた財源の重点配分を効率的、効果的な支出に工夫を重ね、第5次伊根町総合計画に基づいた「ひとが生き生き」しているまちを目指し、次世代が誇りを持って暮らせる持続可能なまちづくりを強く期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。討論がないようではありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成29年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

#### ◎ 日程第4 発議第2号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、発議第2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。1番、和田義清議員。

○1番（和田義清君） それでは、日程第4、発議第2号の2025年国際博覧会の誘致に関する決議についての趣旨説明をさせていただきます。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案の趣旨説明としましては、配付の資料のとおりでは

ございますが、配付資料にある決議案について、若干の補足説明をもって趣旨説明とさせていただきます。

国際博覧会は国家プロジェクトであり、2025年に実現すれば我が国としては20年ぶり、大阪としては実に55年ぶりとなります。現在、大阪府内の全市町村議会はもちろんのこと、全国知事会、全国都道府県議長会、全国市長会でも決議等がされており、平成30年7月末時点の京都府内におきましては、京都市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市の11市議会にて決議をされております。加えて本年6月に行われました誘致委員会のBIE総会においては、京都大学IPS細胞研究所の山中所長もプレゼンをされております。

万博誘致は2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの日本の成長を持続させる起爆剤としての期待もでき、新たな産業やイノベーションの創出も期待できます。また、悠久の歴史と文化を誇る京都府をはじめとした周辺府県、ひいては関西圏域の産業振興や観光文化交流を促進するとともに、府内各地域の振興や地域の住民の生活向上にも寄与することが期待できます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます、議員各位の賛同をお願いいたしますとところでございます。

以上でございます。

**○議長（泉 敏夫君）** これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（泉 敏夫君）** 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。6番、大谷功議員。

**○6番（大谷 功君）** それでは、ただいま議題となっております発議第2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、議員団を代表して反対の立場で討論をいたします。

昨年の7月に開かれた関西広域連合議会定例会におきまして、万博誘致決議が提案をされ、可決をされました。その採択を受けて誘致決議を上げる働きかけがあったことが、この決議上程の背景にあると思っております。

大阪府、大阪府が国際博覧会の誘致を今進められています。万国博覧会は国際博覧会条約第1条で産業や技術の進歩、展望を示し、「複数の国が参加をした公衆の教育を主たる目的とする催しであり、文明の必要とするものに応ずるために、人類が利用することのできる手段、または人類の活動の一つ、もしくは複数の部門において達成される進歩もしくはそれらの部門における将来の展望を示すものをいう」とされています。私どもはその意義や理念に賛同し、国際博覧会そのものにも必ずしも反対するものではありません。しかし、問題は大阪府、大阪府が今誘致をしようとしている大阪府夢洲を会場とする国際博覧会は、カジノを中核とする総合型リゾートIRの誘致と一体のものだということです。私が思うに、IRイコールカジノは日本の刑法が禁じている賭博であり、他人の不幸の上に成り立つビジネスであります。

また、青少年への悪影響、暴力団の介入など、さまざまな問題が危惧をされています。日本はギャンブル依存症大国とも言われており、依存症対策が急がれているときに、カジノはそれに逆行するものであります。万博は「商業的な性格を有するものは除く」と国際博覧会条約第2条でされており、カジノを含む統合型リゾート施設と切り離し、候補地を選定すべきであります。

今、大阪府、大阪府、関西経済連合会、関西経済同友会、大阪商工会議所で構成される夢洲まちづくり構想検討委員会が6月にまとめられた夢洲まちづくり構想では、3段階に分けて整備する計画で、第1期ではIRの核となるカジノのほか、ホテルや商業施設、国際会議場、権利施設を誘致すると。第2期は大阪府などが誘致を目指し、万博会場として整備をし、万博後を見据えてエンターテインメントを体験できる拠点、医療ツーリズム、スポーツツーリズムの機能を拡充すると。第3期は長期滞在型リゾート施設を整備すると、こういった計画になっております。また、大阪市のホームページでも、夢洲にIRと大阪万博の両方を誘致し、それらを連動、運命共同体とするとしています。カジノによって万博がテーマに上げる「いのち輝く未来社会のデザイン」など描かれる

はずはありません。

このように、国際博覧会の誘致と I R 誘致を一体に進められようとしており、ここにこそ万博誘致の狙いがあります。本音があるんです。このような本音を隠して進める誘致運動に賛同することができないことを述べまして、この決議の反対討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 2 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 5 発議第 3 号

○議長（泉 敏夫君） 日程第 5、発議第 3 号 伊根町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから発議第 3 号 伊根町議会議員政治倫理条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 6 意見書第 3 号

○議長（泉 敏夫君） 日程第 6、意見書第 3 号 一般国道 178 号線の強靱化を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書第 3 号 一般国道 178 号線の強靱化を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 7 意見書第 4 号

○議長（泉 敏夫君） 日程第 7、意見書第 4 号 一般国道 178 号線の強靱化と迂回路となる府道の整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書第 4 号 一般国道 178 号線の強靱化と迂回路となる府道の整備を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 8 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第 8、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から会議規則第 74 条

の規定により閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

#### ◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

本定例会も、皆様のご協力をいただきまして、予定どおり閉会の運びとなりました。

また、平成29年度歳入歳出決算も、慎重審議の上、認定をいただきまして、決算認定で議員からの意見等についても、今後、検討いただきますようお願いいたします。

本年度も早いもので折り返しとなりましたが、理事者、幹部職員におかれましては、ご自愛いただきまして、引き続き第5次総合計画の基本理念であります「ひとが生き生き」の実現を目指し、町政運営に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

閉会 15時47分